

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会会議録

日時：平成27年3月24日（火）
午後1時30分から3時30分まで
場所：県庁12階 第1201会議室

配布資料

- 資料1 宮城県ニホンジカ管理計画（案）の概要
- 資料2 宮城県ニホンジカ管理計画（案）
- 資料3 宮城県ニホンジカ管理計画新旧対照表
- 資料4 パブリックコメント等に対する自然保護課の考え
- 資料5 宮城県ニホンジカ捕獲等事業実施計画（案）

1 開会

（始めに、事務局が開会を宣言し、委員10名を紹介後、杉下参事兼自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（杉下参事兼自然保護課長）

（事務局が配布資料の確認を行った後、定足数の報告が行われ、委員10名中9名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを説明した。次に、土屋部会長が挨拶を行った。）

挨拶（土屋部会長）：こんにちは、土屋です。牡鹿半島だけだった保護管理計画が管理計画に変わり、気仙沼の五葉山系のシカの南下、そして牡鹿半島の北上ということですが、我々が調べた結果、五葉山系のシカはもう既に旧河北町のところまで南下していると。逆に牡鹿半島のシカが気仙沼の方に侵出していることがわかってきました。ですから、海岸線を通じて相互に交流しているということが事実として発覚しています。この状況の中で管理計画、そして来年度の管理計画について、ご協議いただければというように考えております。

事務局：以降の進行について、土屋部会長にお願いする。

3 審議事項

- (1) 宮城県ニホンジカ管理計画（案）について
- (2) 宮城県ニホンジカ捕獲等事業実施計画（案）について
- (3) その他

部会長：(1)宮城県ニホンジカ管理計画（案）について、事務局から説明願います。

事務局：(資料に従い説明)

部会長：どうもありがとうございました。長く膨大な量になりますが、ご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手願います。無ければ、指名してもよろしいでしょうか。高槻先生お願いします。

高槻委員：パブリックコメントについて少し気になりました。例えば、シカを海岸の動物としたことに誤解があるといけないという妥当な意見だと思いますけども、審議会の答申を受けて決定したのだから直さないという返事の仕方の良いのか、疑問に思います。パブリックコメントというのは、何会であ

ろうと「ちょっと変じゃないですか」という意見を広く聞くことによって、それが妥当なものであれば直していくという精神の為に行うものだと思います。この内容そのものについて、私はこの審議会の見解もよくないし、この人の質問の意図もわかりにくいのですが、山と海岸というのは地形的に言えば凸部が山で、海に近いところが海岸になるのですが、大体、山には林があって、海岸には砂浜や磯があります。地形と植物的な概念がごっちゃになっているので、多分、妥当なのは本来、山地の森林に住むシカが増えすぎて、海岸にまで出て来たというような意味だと思います。いずれにしても、審議会の答申を受けて決定したものであるから、直す気はないという返事の仕方は、パブリックコメントに対する姿勢として、いかがなものかと思いますが、どうでしょうか。

部会長：事務局お願いします。

事務局：こちらはパブリックコメントではなく、いわゆる一般県民の方からニホンジカに関しては、何も意見がありませんでした。これは県内部の山の専門家である林業振興課からの質問で、2年前に保護管理計画を作成した時の状況は2年経っても変わっておらず、自然保護課の考えも変わっていないので、今回の改定ではこのままでも良いだろうということで、このような意見にしました。

高槻委員：書類として残るものだとすると、この「パブリックコメント等に対する自然保護課の考え」と書いてあるので、私はそのようにとりました。

事務局：資料の作り方が良くありませんでした。

高槻委員：多分、そういうことだと思います。全体としてパブリックコメントは無かったと書いてありますが、そうするとこの書類のタイトルが何と言いますか…

事務局：県も含めて、県の機関や市町村等、色々な方に意見を聞いた上でタイトルとして「パブリックコメント等」ということにしましたが、パブリックコメントからは何も意見が無かったので、このタイトルは表現として良くなかったと思います。

高槻委員：再検討してください。他に8年程前に非常に熱心な鈴木さんという県自然保護課の職員が私のところに来て、牡鹿半島が大変だから何とか手伝ってくれということで、当時は半島の付け根のほうにはニホンジカがあまりいない状況で、半島から出ないように頑張ろうと保護管理を始めたのですが、しかし結果的には我々はシカに負けたのです。非常に頑張ったし、調査もしたし、状況把握やモニタリング、猟友会の駆除努力もしましたが、シカの方が一枚上だったのですね。半島にとどめることができなくて、半島の付け根のほうにも入ってきてどんどん北上して行った。一方、岩手県の方からは南下してきて連結してしまっただけです。これまでの県の努力は十分に評価されると思いますが、勝ち負けで言うと負けたということ認めざるを得ないので、何が敗因であり、反省に立って今後どのようにするのか、もう少し明確にするという精神についてはいかがですか。

部会長：事務局より、ご説明をお願いいたします。

事務局：その通りだと思います。今回、改定したのは鳥獣保護法の改正があり、新たな指定管理鳥獣捕獲等事業をするには計画を変えなければいけないという現実的な問題がありました。その為には生息数を出さなければならず、なお且つ、鳥獣捕獲法は昨年5月に改正されましたが、国から計画に盛り込む情報が示されたのが昨年12月や今年になってからで、今回この鳥獣保護法に対応して計画を改正する時間的余裕という申し訳ないのですが、ここまですら正直言って限度でした。来年度は生息数調査など具体的に行っていきますので、それを踏まえてもう少しバージョンアップした計画に変えたいということです。本来は今の計画が28年度までなので、高槻先生が言われた本来牡鹿半島から出さないということが出来なかった反省や今後どうするのかといったことを、鳥獣捕獲法が改正されなければ第三期の中で盛り込みたかったのですが、今回鳥獣保護法の改正が出たものですから、これはこれで整理させていただいて、次期計画、若しくは来年行う生息数調査で状況が変われば時間をかけて計画を変えていきたいと思っておりますので、今回はここまでで何とか、というのが事務局の考えでございます。

高槻委員：わかりました。少し意地悪な言い方をしたところがありましたが、今回の国の改正は哺乳類学会

でも話題になり、県の人は大変だよねという話をしていたので、敢えて言いました。国の基準に合わせて、これまでのことを整えて、大慌てで対応されたということですね。

事務局：はい。

高槻委員：よくわかりました。失礼いたしました。

部会長：その他にありますか。

大内委員：私も森林組合なので先程と同じような質問なのですが、17ページの「林業者は再造林しなければ新しい被害を受けることはないと考えている」ということで、最初から林業が衰退しているようなイメージの書き方にも捉えられるので、もう少し書き方を改めてもらえたらと思います。それから、再造林について、伐採届けを出す際に再造林するか、天然更新にするか書くのですが、天然更新と書いた人が5年、10年経っても天然更新にならない場合は、伐採届出上、どうなのかということをお聞きしたいです。

部会長：これはどこで答えたら良いでしょうか。

事務局：一つ目のご質問の林業が衰退しているような表現の仕方を改めていただきたいということですが、次期計画の際には林業サイドと意見調整をいたしまして、整理したいと考えております。二つ目のご質問の伐採届出で伐採後に植栽による更新、若しくは天然更新という項目があるのですが、一番心配されているのはおそらく天然更新だと思います。5年以内に更新をしたかの確認を行わなければならない、ある程度の基準がございます。優良な将来的に高木になる木がどれぐらい占めているかで判断するのですが、それに達しない場合には、5年後の更に2年以内に人工的に植栽しなければならないということがございますので、その辺は状況をみながら指導しなければならないとなっております。

部会長：大内委員、よろしいでしょうか。

大内委員：牡鹿半島のコバルトラインに大きく伐採した後、全く芽が出なく裸地化しているところがありまして、それが大雨で流れて大きな影響を受けており、木を切った後も天然更新されず、今後、林業が出来なくなるのではないかと思われています。今はスギの価格も安いので林業そのものが衰退しており、それが末期の状態になっている。その状態に、木を切って植える場合、防鹿柵をしないと鹿に食べられて木が生えてこない、天然更新と書いてもシカに食べられて木が生えない。林業経営が成り立たない状況です。高槻先生が仰いましたようにシカに負けてしまったという状況なので、もう少し抜本的に進むように、例えば自衛隊を使って駆除を行い適正頭数に改めてもらうなど、良い方法を考えてもらいたいと思います。あと、5年、10年経っても芽が出てこない場合がありますので、伐採したままで良いのかということもどうするのかもお願いします。

部会長：もし、何か計画がありましたら、お答えいただければと思います。

事務局：植栽するのが山の持ち主ということもございまして、色々負担などもあるかと思えます。たとえば、これまでの事例で崩れやすい地形や牡鹿半島も色々見ますと急傾斜とかございますので、地形に合った伐採方法を初めから選択するというのが、一つの方法かと思っています。やはり、どうしても伐採したあと生えてこない場合は、始めは緑化から、そのために自力で防鹿柵を行っている植林地もございまして、補助金を活用していくこともひとつの方法として、考えていかなければいけないと思っております。

大内委員：組合の会議においてもシカ対策のことばかり言われるので、是非、先生方のご意見をいただきながら、真剣に考えていただきたいです。適正頭数を守って、本当に抜本的なことを考えていただきたいと思います。森林所有者の代表としてお願いですが、よろしく申し上げます。

高槻委員：今、大内さんの発言を聞いての感想です。17ページ②の「被害防止状況」に「極論を言えば農業者は耕作しなければ被害を受けないし、林業者は再造林しなければ新しい被害を受けることはないと考えている。」という表現は県が出す文書として穏やかではないのではないのでしょうか。県の文書として、農業をしなければ被害が出ないと書いて良いのでしょうか。書いた人自身が「極論を言えば」としていますが、私は極論は言わない方が良いと思います。健全な農業や林業をする努力をしているにも関わら

ず、シカの増殖力に歯止めがかからなくて、極めて深刻な状況にあるから、この状況を深刻に受け止めるとかいう表現にしないと、農林業はしない方が良いと言っているようにとれますから、これは行政として言うてはいけないことを言っているようで心配ですが、いかがですか。

部会長：事務局、お願いします。

事務局：今回の改定の趣旨は一部改定でございます。これは25年当時に皆様方に審議をいただき、了解をいただいて、オーソライズされたものです。今回、我々としてはここに触れないで、国の改定鳥獣保護法でやらなければならないものだけの審議をお願いしております。ただ、今、おっしゃったように当時、先生のお言葉を借りれば行政として書いてはまずいものを書いてしまったのかなと今は思います。ただ、これは県の附属機関である審議会ですべて手続きを取ったものでございますので、当時のことをおかしいからと言うことで、今、否定することは出来ないものでございます。ですので、今回は申し訳ないのですが、次回の改定の時に皆様方にご審議いただきますので、その時にこちらとしてもこのような表現を無くすように努力しますので、その時にまたご審議いただければと思います。

高槻委員：そうしますと、この文章の修正は平成29年4月1日以降ということになりますね。

事務局：はい。そうしませんと、過去にあった審議会が間違いであったということになり、自分を否定することになってしまいますので、とりあえずはこれでさせていただきますと思います。

部会長：わかりました。その他に何かございますか。それでは、宮城県ニホンジカ管理計画（案）について、了承していただいたということでしょうか。

それでは、次年度の宮城県ニホンジカ捕獲等事業実施計画（案）について、事務局から説明願います。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：これは来年度の計画です。ご意見・ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。私から質問ですが、南三陸町の捕獲実績がなかなか上昇しないのはどうしてでしょうか。

事務局：猟友会の方々に努力をしていただいておりますが、平方キロメートル当たりの生息頭数が極端に多いわけでないというのが一つと、銃猟・わな猟に関して技術的に石巻地域の方々と比較しますと経験が少ないということで、捕獲頭数が上昇していないということで、県といたしましては、研修会等を開催するなどをして、わな猟等の普及に努めていきたいと考えております。

部会長：その他に。

石田委員：これまでの捕獲頭数からすると、今度の計画はかなりアップしているように思いますが、実際に大丈夫なんでしょうか。目標頭数が上がっているということは、それだけかなり頑張らなければならないと思うのですが。それから、気仙沼地域の体制はもう整っているのでしょうか。

部会長：事務局より、ご説明をお願いします。

事務局：捕獲目標頭数につきましては、現実的に捕獲できるというように事務局として考えております。気仙沼地域につきましても、捕獲体制は整っていますし、市などで実施している捕獲に関しても、計画の数字に近い程度の捕獲はしているという情報をいただいておりますので、県としてはむちゃくちゃな数字ではないというように考えております。

永松委員：石田先生からのお話ですが、実際の捕獲内容ですが実際に登米や気仙沼の情報を得たのですが、犬を使って捕獲をするのは非常に経費がかかるということです。猟犬を買って、一人前にするまで時間がかかります。猟犬一頭あたり3ヶ月くらいで5～10万円します。成犬は何十万円もしますので成犬は用意できません。ドッグマーカーとして使っているGPSの準備にも相当のお金がかかります。犬で獲るとなると、犬全部にGPSを用意しなければなりません。それから一番の問題は高齢化です。山の上部から犬を使って下の方に追い出すのが良いのですが、若いときならそこまで歩いていけますが、今は歩いていくことが出来ないものですから、車で行けるところまで犬を乗せて行き、そこから少し歩いて犬を放す。話がずれますが、以前は雌ジカを獲ってはいけないということだったので、前の犬は雄ジカだけ追うように訓練しています。シカは臭いが雄と雌とで違うので、犬に雄の肉だけを

与えると自分は雄を追わなくてはいけないという習性です。そのように訓練した親犬に子は付きまでするので、親のやり方を子が覚えてしまいます。そういうこともありまして、登米支部さんや気仙沼支部さんは犬を使わないで、わなだけでやっています。石巻も捕獲した頭数が減っています。4月から石巻と女川町での個体数調整と11月15日から3月15日までの一般狩猟で758頭です。ただし、個人の狩猟の集計はこれからなので含まれていません。大内委員がおっしゃったように防鹿柵を作ってやるとしても、シカは中々学習能力がありまして、柵を飛び越えたり、沢地形では柵の下に空間ができてしまうため、そこから入られたりして、よく林業業者や森林組合や森林所有者の方に5頭入っているから何とかしてくれないかと言われたりします。5頭いれば5頭とも捕獲します。防鹿柵を色々やられておりますが、莫大なお金をかけても、効果が意外と出ていないと思います。森林所有者が植林しても食べられてしまうのです。有刺鉄線のようなもので完全に囲ってあっても、ちょっとした隙間から入って食べられてしまうので、ですからいつまで経っても坊主山になっているのです。そういうことを理解していただいて、山の上のほうまで道路を付けていただければ、対処できるかと思えます。

部会長：ありがとうございます。例えば、登米や南三陸町でわな猟は殆どされていないと思いますが、今後、石巻さんが認定鳥獣捕獲等事業者としてこの辺に委託で進出して、猟区を変えていくという制度は可能なのでしょうか。

事務局：認定事業者制度につきましては、国で制度を作った後、全国的に民間業者さんが名乗りを挙げて認定されたという話は、まだ聞いておりません。宮城県内につきましても、自然保護課に我が社でやりたいですとお問い合わせをいただいているところはございません。

事務局：認定鳥獣捕獲等事業者につきましては、鳥獣保護法が改正される平成27年5月29日から施行されるのですが、そこから認定してくださいという申請がされますので、まだこの県でも無いです。29日になってどこか手を挙げるかという、猟友会さんは全国的に各県の猟友会が各県に認定申請を出せというのが大日本猟友会からの指示があって、宮城県猟友会さんからも宮城県に認定を受けたいという申請がくるようです。その他に民間団体でやりたいという話は聞いていますが、民間団体の場合、要件として、たとえば、わなならわなで過去3年間にそのような実績があるということが要件になりますので、今そういった県内の団体ということであると、東北野生動物保護管理センターのようなところは、もしかすると認定されるかもしれませんが、仮にそこが取ったとしても、シカを何十頭獲れるかという、それはまた別の話であって、今のところ猟友会さんが認定事業者となるかどうかは別として、2～3年は猟友会さんの力を借りざるを得ないというのが現状です。仮に猟友会さんが認定を受けて、認定事業者として県の業務を受ける場合、必ずしも石巻支部の方が石巻でやる必要は無くなり、宮城県全体でできるので、本当に獲れる石巻の人が認定事業者として気仙沼で獲るのは制度的に出来ると思います。ただ、それが猟友会の中で良しとするかは、猟友会の内部の問題なのかなと。たとえば登米地域については、登米支部に任せるとなるのか、本当に獲れる人が、そこに行き獲れるのかは制度的にはできますが、それが猟友会の内部でできるのかは調整になるのかなと思っております。

部会長：ありがとうございます。可能であれば南三陸町でやる人はいないでしょうか、多分、ニホンジカはいないといっても、あそこにはいるんです。その辺りに狩猟圧をかけることが政策的に必要なのかなと思って質問しました。その他にありませんか。

大内委員：1ページに「33年度末までに全県で1000～1200頭までに減少させること」と書いてありますが、これに向かって進むのでしょうか、現実的に今までの経緯から不可能なのではないかなと思っております、いかがでしょうか。

事務局：推定生息数から33年までシミュレーションしてみました。捕獲頭数が毎年目標頭数以上獲れれば減少するということが記載いたしました。宮城県のシカの生息数につきましては、牡鹿半島及び周辺部のデータしかないというのが現実的なところ。それもブロックカウント法で黒塗りの一番濃い

ところのデータしかないというのが、今の宮城県の生息推定数の出し方の現状です。気仙沼地域につきましては、国が実施した推定生息数のベイズ法の、それも岩手県の生息数の推定値を使って南下分ということで出した数値です。平成27年度は県が委託業務として生息数推定調査を行い、気仙沼地域として何頭いるかという数字を出したいと思っています。現在は1000~1200頭の範囲で減少させると書いてありますが、その数字と合わせた結果、上方修正されるのか下方修正かは、その数字を出してみなければわからないというのが、今の状況でございます。

大内委員：ありがとうございます。山は緑と申しますが、緑ではないところも多くて森林組合さんも高齢になってきて、森林組合がシカ対策をやっているように取られるのか、その辺の質問が多くてしつこくお聞きしましたが、この情報を聞いて森林組合さんに伝えますので、あまり悪くとらないでよろしくお願いいたします。

部長：その他にございますか。実は昨日、牡鹿半島を見回ってきまして旧牡鹿町小湊牧ノ崎の牧場内は青々として牧草が生い茂っていました。その周辺のスズタケとミヤコザサは青々としていますが、それ以外の地域は殆ど無いです。

高槻委員：7年前くらい前に鈴木さんと一緒に行った頃は、半島の半分以上でスズタケは大丈夫でした。30年くらい前はコバルトラインの周りはスズタケが生い茂り、高さ2メートルくらいのヤブの中を走るような感じでした。この10年でスズタケは激減です。もう、今はスズタケがあるのが珍しい感じですよ。

部長：その他にございますか。このままいけば、猟友会さんが認定鳥獣捕獲等事業者になれるという可能性は無きにしもあらずということでしょうか。

事務局：実績は充分にありますし、ただ狩猟者が何人いるか、研修体制がとれているかという正に猟友会さんを認定するような制度で、逆に猟友会さんと同じような実績や体制を取っている民間団体を認定するのがこの制度なので、猟友会さんが認定されないということは有り得ないと思います。ただ、約束はできません。我々とすれば、猟友会さん以外の団体も入ってきてもらった方が、猟友会さんは会員数が少なくなってきていますので、この管理計画の目標が達成できると思っていますので、そのような団体が入ってきてくれるように努めたいと思っています。

部長：この予算は当然バックアップ体制ができるということでしょうか。認定された業者に支払われる委託料等の制度が出てくるということですか。

事務局：こちらは国の補助事業で補助金が入ります。26年度の国の補正と27年度当初に国で計上していますが、まだ国会が終わっていませんので、いくらということはきていません。こちらは部会なので、ざっくりお話をしますと、国の補助事業の26年度の補正と27年度当初で全国で20億円弱です。それを全国47都道府県で取り合うのですが、被害の大きい西日本が中心になります。単純に考えれば4000万円程度のお金がきますが、宮城県の場合はシカの他にイノシシの被害もあるので、更にそれが半分になる。そして、この事業は捕獲だけではなく、捕獲をする為に今どれくらいシカやイノシシがいるか等の調査をして、きちんとした実施計画の上で捕獲をしなければいけないので、調査経費もその中に入っていて、捕獲に当てられる経費はその中の一部になっています。80頭と50頭の130頭を気仙沼と牡鹿半島周辺で獲るとするのは、宮城県にこのくらいの予算が国からくるだろうということで、とりあえず130頭が現実的な数字で入っています。来年度以降、国の予算が増えれば増えていく可能性がありますが、今のところ27年度はこの数字になっております。

部長：ありがとうございます。その他にご意見はございますか。それでは、宮城県ニホンジカ捕獲等事業実施計画（案）について、了承していただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

高槻委員：情報ですが、女川町出島にシカが入ったという確かな情報があります。こういう場合、増える前にたたかないと大変なことになりますので、ご検討いただきたいと思います。

部長：それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局：土屋部会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、ご多忙の所お集まりいただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会の一切を終了いたします。どうもありがとうございました。